建設省令第号

建築基準法の一部を改正する法律 (平成十年法律第百号)の施行に伴い、 並びに建築基準法 (昭和二十五

年法律第二百一号)及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の規定に基づき、建築基準

法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「表の」を「表一の」に改め、「炒項及び」、「炒項、炒項」及び「炒項」の上に「

同表の」 を加え、 「認めた」を「認定した」に、 「においてはは頃に掲げる図書」を「で当該認定に係る認

定書の写しを添えたものにおいては同表のは項に掲げる図書、 次の表二の○項及び□項並びに次の表三の○

項の構造計算の計算書並びに同表の□項に掲げる図書」 に改め、 「調理室等を有する建築物については」の

下に「次の表一の」を、 「用途変更の場合を除き」の下に「同表の」を、 「☆項に掲げる図書を」の下に「

、次の表二及び表三のい欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の〇欄の当該各項に掲げ

る図書を」を加え、 同項ただし書中「ただし、」の下に「表一の」を加え、 「図書は」を「図書は、」に改

める。

第一条の三第一項の表を同項の表一とし、同表心の項中「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に、「防火戸」

を「防火設備」に改め、同表はの項を次のように改める。

	G.	#)	
構造詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図
	終尸立ては構造而プリヨ宴を音乡の木米の利男乃でで記	<b>尺立がこ冓圭村フニヒ要な形その才斗の重則をがけ</b>	

第一条の三第一項の表心の項中「令第百二十九条」を「建築基準法施行令 (以下「令」という。)第百二

十九条」に改め、同表の次に次の二表を加える。

(V) **(**5)

	= (		
	するもの	ルを超える建築物	
八十一条第一項ただし書に規定する構造計算の計算	一号の構造方法に該当	高さが六十メート	
該各号に定める事項を記載した構造計算書又は令第	が令第三十六第三項第	に掲げる建築物(	
次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当	当該建築物の構造方法	法第二十条第二号	
	当するもの		
	第三号の構造方法に該		
U	が令第三十六条第二項		
令第三十六条第二項第三号の認定に係る認定書の写	当該建築物の構造方法		
定したものに限る。)の計算書			$(\rightarrow)$
以上に安全さを確かめることができるものとして指	当するもの		
造計算(建設大臣が限界耐力計算による場合と同等	第二号の構造方法に該	外の建築物	
算書又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構	が令第三十六条第二項	に掲げる建築物以	
令第八十二条の六に規定する限界耐力計算の構造計	当該建築物の構造方法	法第二十条第二号	

物」という。)をいて「超高層建築

単に「特定建築物」という。) 以外の建築物

令第八十二条の二に規定する特定建築物 (以下

除く。)

(以下この表にお

定

ないことの証明を含む。)、応力算定及び断面算

建築物の概要、構造計画(特定建築物に該当し

特定建築物で高さが三十一メートル以下のもの

建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定

令第八十二条の三又は令第八十二条の四に規定す並びに令第八十二条の二に規定する構造計算及び

る構造計算

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるも

の

建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定

**-** 1

により検証をした際の計算書	第一号に該当するもの	二条第九号の二イ	
一令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法	令第百八条の三第一項	主要構造部を法第	
令第三十六条第四項の認定に係る認定書の写し		超高層建築物	Ξ)
	第三号に該当するもの		
L	が令第三十六条第二項		
一令第三十六条第二項第三号の認定に係る認定書の写	当該建築物の構造方法		
定したものに限る。)の計算書			
以上に安全さを確かめることができるものとして指	当するもの		
造計算 ( 建設大臣が限界耐力計算による場合と同等	第二号の構造方法に該		
算書又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構	が令第三十六条第二項		
令第八十六条の六に規定する限界耐力計算の構造計	当該建築物の構造方法		
規定する構造計算			
並びに令第八十二条の二及び令第八十二条の四に			

令第百二十九条の二第一項の認定を受けた   令第百二十九条の二第一項の認定に係る認定書の写
証法により階避難安全性能を有することを り検証をした際
令第百二十九条の二第一項の階避難安全検   令第百二十九条
定書の写し
認定を受けた
書の写し
項 一 令第百八条
にあつては、
防火区画検証法により検証をしたものである場合
二 当該建築物

	令第百二十九条の二の二第一項の全館避難
(七)	安全検証法により全館避難安全性能を有す
	ることを確かめた建築物
ì	令第百二十九条の二の二第一項の認定を受
()	けた建築物
Ξ	
	(v)
	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項
	ただし書若しくは第二項ただし書、令第四
	十六条第二項第一号八、同条第三項、令第一
	四十八条第一項第二号ただし書、令第五十
	一条第一項ただし書、令第六十二条の八た
$\longleftrightarrow$	だし書、令第六十九条、令第七十三条第五

	□   に面する部分の仕上げ又は建築設備の構造	
	天井(天井のない場合には、屋根)の室内	
	いう。) により主要構造部若しくは壁及び	
若しくは第六号の認定に係る認定書の写し	規定(以下単に「建築基準法令の規定」と	
当該材料に係る法第二条第九号又は令第一条第五号	法第六条第一項に規定する建築基準法令の	
とを証する図書		
全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないこ	□ 合に該当しないとする建築物	<u> </u>
一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物	令第七十条に規定する建設大臣が定める場	
	物	
	条の二第一項第三号の構造計算をした建築	
	書、令第七十八条ただし書又は令第七十八	
	の二第一項ただし書若しくは第二項ただし	
	項、令第七十七条ただし書、令第七十七条	

	号に規定する屋根の延焼のおそれのある部
	規定する屋根の構造、令第百九条の三第一
U	条に規定する外壁の構造、法第六十三条に
一号、同条第一項第四号八の認定に係る認定書の写	第一項に規定する屋根の構造、法第二十三
の二第一項第四号、令第百十五条の二の二第一項第	する準耐火構造、防火構造、法第二十二条
二号八、令第百十三条第一項第三号、令第百十五条	令第百十五条の二の二第一項第一号に規定
三条、法第六十三条、令第百九条の三第一号又は第	らに類するものを耐火構造、準耐火構造、
又は第八号若しくは法第二十二条第一項、法第二十	外避難階段、ひさし及びそで壁その他これ
当該部分の構造に係る法第二条第七号、第七号の二	建築基準法令の規定により主要構造部、屋
	定を受けたものを用いるもの
	不燃材料又は難燃材料のうち建設大臣の認
	なければならない建築物で、不燃材料、準
	を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とし

										<u>(U)</u>
て準用する令第百十二条第十六項に規定す。令第百十四条第五項の規定により読み替え	建築基準法令の規定により持定防火設備、	れらの構造を建設大臣の認定を受けたもの	の構造としなければならない建築物で、こ	に規定するひさしその他これに類するもの	又は令第百十五条の二の二第一項第四号八	号に規定する一階の床及び二階の床の構造	屋根の構造、令第百十五条の二第一項第四	造、令第百十三条第一項第三号に規定する	上の階における床又はその直下の天井の構	分の構造、同条第二号八に規定する三階以
- LH	当該防火設備に係る法第二条第九号の二口、法第六人									

(七)	¢	7							(Æ)			
長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造を法	とする建築物	柱の構造を令第七十条の認定を受けたもの	設ける建築物	設備のうち建設大臣の認定を受けたものを	第百四十五条第一項第二号に規定する防火	六条の二第一号に規定する防火設備又は令	二第三号に規定する防火設備、令第百三十	定する防火設備、令第百二十九条の十三の	防火設備、令第百二十六条の二第二項に規	火設備、令第百十二条第十四項に規定する	する防火設備、法第六十四条に規定する防	る防火設備、法第二条第九号の二口に規定
法第三十条の認定に係る認定書の写し		令第七十条の認定に係る認定書の写し							に係る認定書の写し	の二第一号又は令第百四十五条第一項第二号の認定	令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条	第百十二条第十六項、令第百二十六条の二第二項、

				(±)
都市計画区域内における学校、病院、劇場	、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会	<b>场、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、</b>	<b>場その他地方公共団体が条例で指定す場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、</b>	<b>述に供する建築物で、令第三十条第一場その他地方公共団体が条例で指定す場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、</b>
	令第三十条第一項の認定に係る認定書の写し			
		ホテル、旅館、寄宿舎、	場その他地方公共団体が条例で指定す場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、	途に供する建築物で、令第三十条第一場その他地方公共団体が条例で指定す場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、

もの 画区域内の公衆便所で同項の認定を受けた

法

_	-
	条の四第一項第二号の規定に適
	において「主要な支持部分」と
度検証法により検証をした際の計算書	構造上主要な部分 (以下この項
令第百二十九条の四第一項第二号のエレベーター 強	かご及びかごを支え、又はつる
<b>න</b>	(v)
	場合においては、前項の図書のほか、冷欄の当該
6計画に次の表の 🕅 欄各項に該当する建築設備が含まれる	4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の
	次に次の二項を加える。
に改め、ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同項の	第六条第一項第一号」に、「次項」を「第六項」に改め、
を第二項とし、同条第五項中「同条第一項第一号」を「法	第一条の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二
	= (

								$\leftrightarrow$				
							?.	Э <u></u>	ロ / ベ I			
条の十第二項の認定を受けたも	制動装置の構造を令第百二十九	とするもの	の八第二項の認定を受けたもの	制御器の構造を令第百二十九条	ないもの	降路の壁の全部又は一部を有し	屋外に設けるエレベーターで昇	もの	三号の認定を受けたものとする	を令第百二十九条の四第一項第	かご及び主要な支持部分の構造	合したものとするもの
U	令第百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写		U	令第百二十九条の八第二項の認定に係る認定書の写		算をした際の計算書	令第百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計			書の写し	令第百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定	

			(	<b></b>								
			 タ 	エスカレ								
条の四第一項第三号の認定を受	において準用する令第百二十九	を令第百二十九条の十二第二項	踏段及び主要な支持部分の構造	もの	号の規定に適合したものとする	る第百二十九条の四第一項第二	条の十二第二項において準用す	いう。) の構造を令第百二十九	において「主要な支持部分」と	構造上主要な部分(以下この項	踏段及び踏段を支え、又はつる	のとするもの
	U	二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写	令第百二十九条の十二第二項において準用する第百						検証法により検証をした際の計算書	百二十九条の四第一項第二号のエスカレーター 強度	令第百二十九条の十二第二項において準用する令第	

写し
令第百十五条第一項第三号口の認定に係る認定書の
法第三十一条第
の写し
令第二十条の三第二
の写し
令第二十条の二第
写し
令第百二十九条

		(
をした際の計算書	る建築物に設ける屋上から突出する水槽、	<b>(±</b> )
令第百二十九条の二の四第二項に規定する構造計算	法第二十条第一項第二号イ又は口に規定す	
写し	認定を受けたもの	(=
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る認定書の	避雷設備で令第百二十九条の十五第一号の	E)
の写し	号の認定を受けたもの	(-
令第百二十九条の二の七第三号の認定に係る認定書	冷却塔設備で令第百二十九条の二の七第三	H)
認定書の写し	五第二項第三号の認定を受けたもの	Ą
令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る	飲料水の配管設備で令第百二十九条の二の	1)
	もの	
る認定書の写し	条の二の五第一項第七号八の認定を受けた	00
令第百二十九条の二の五第-項第七号八の認定に係	給水管、配水管その他の管で令第百二十九	
ں	二号の認定を受けたもの	H
令第百二十六条の五第二号の認定に係る認定書の写	非常用の照明装置で令第百二十六条の五第	3

5

法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等(以

下この条において単に「認証型式部材等」という。)を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、 第

項、 第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めると

ころによるものとする。

法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書 法第六十八条の十第一項の認定を受

けた型式(以下この条において「認定型式」という。)の認定書の写しを添えたものにあつては、 次の

表一の钌欄に掲げる建築物の区分に応じ、召欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

一 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認の申請書 次の表二の心欄に掲げる建築物の区

分に応じ、 ○欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、は欄に掲げる図書については

に掲げる事項を明示することを要しない。

Ξ 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたも

のにあつては、次の表一の♡欄に掲げる建築物の区分に応じ、♡欄及び♡欄に掲げる図書についてはこ

れらを添えることを要せず、心欄に掲げる図書については⑤欄に掲げる事項を明示することを要しない

			物	を有する建築	建築物の部分	一号に掲げる	条の二の九第	令第百三十六	(v)
又は屋内にあるもの	に類するもの(屋上	タンクその他これら	貯水タンク及び給水	の別項にあつては、	げる図書 (前項の表	田項を除く。) に掲	三並びに前項の表 (	第一項の表二及び表	8
除く。)に係るもの	は屋内にあるものを	類するもの(屋上又	ンクその他これらに	水タンク及び給水タ	うち構造詳細図(貯	の表に掲げる図書の	及び心項並びに次項	第一項の表一のは項	(H)
る図書のうち	の必項に掲げ	第一項の表一			各階平面図	る図書のうち	の心項に掲げ	第一項の表一	(j)
の構造 (法第六十二	部分の外壁及び軒裏	延焼のおそれのある	造	ある部分の外壁の構	びに延焼のおそれの	び防火設備の位置並	及び種類、通し柱及	壁及び筋かいの位置	#

											(-)	
防火設備を有												
第一項の表三の迅項											のを除く。)	を除く。)に係るも
												を除く。)
第一項の表一	面図	二面以上の断	る図書のうち	の分項に掲げ	第一項の表一						面図	二面以上の立
開口部の構造				天井の高さ	床の高さ及び各階の	造)	、外壁及び軒裏の構	については、開口部	火建築物以外のもの	耐火建築物及び準耐	する建築物のうち、	条第一項本文に規定

	る。 )			
	装置に係るものに限			
	細図 (非常用の照明			Q
	の建築設備の構造詳		建築物	Φ)
	書のうち昇降機以外	に掲げる図書	装置を有する	
	次項の表に掲げる図	前項の表の出項冷欄	非常用の照明	
	屎尿浄化槽の見取図			
	に掲げる図書のうち	に掲げる図書	有する建築物	$\equiv$
	第一項の表一の炒項	前項の表の迅項冷欄	屎尿浄化槽を	
面図				
二面以上の立				
る図書のうち				$\Box$
の公項に掲げ		分欄に掲げる図書	する建築物	

				$\langle \!\!\!\!/ \rangle$					Œ	£)		
の部分で昇降	エレベーター				有する建築物	冷却塔設備を			物	を有する建築	は貯水タンク	給水タンク又
に掲げる図書(令第	前項の表の①項冷欄				に掲げる図書	前項の表の出項公欄		°	クに係るものに限る	タンク又は貯水タン	に掲げる図書(給水	前項の表の出項の欄
		係るものに限る。)	細図(冷却塔設備に	の建築設備の構造詳	書のうち昇降機以外	次項の表に掲げる図	ものに限る。)	は貯水タンクに係る	細図(給水タンク又	の建築設備の構造詳	書のうち昇降機以外	次項の表に掲げる図
げる図書のう	次項の表に掲											
付方法、つり合おも	レールの構造及び取											

				= [
	るものに限る。)			
	細図(避雷設備に係の建築設備の構造詳書のうち昇降機以外	に掲げる図書	する建築物	(H)
	∑欄│次項の表に掲げる図	前項の表の出項冷欄	避雷設備を有	
	ターの構造詳細図書のうちエスカレー   次項の表に掲げる図	に掲げる図書が頂の表の♡項冷欄	築物 エスカレータ	(V)
		計算書を除く。)		
図	<u>ත</u>	構造計算をした際	有する建築物	H
	<sup>3</sup> る	項第五号に規定する	以外のものを	)
	₹II. 	百二十九条の四第三	路及び機械室	

構造詳細図及び構造計算書を除く。)」を「を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第四項の表 第一条の三第六項中「(建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の昇降機に係る場合にあつては、

(v)	<b>B</b>	¥	<b>(</b> Z)
令第十三条の二第三	第一項の表一のご項	第一項の表一の心項に掲げ	井戸の位置
号に掲げる一戸建て	に掲げる図書	る図書のうち配置図	
の住宅		第一項の表一の心項に掲げ	筋かいの位置及び種類、通
		る図書のうち各階平面図	し柱及び防火設備の位置並
			びに延焼のおそれのある部
			分の外壁の構造
令第十三条の二第四		第一項の表一の心項に掲げ	井戸の位置
号に掲げる建築物		る図書のうち配置図	
		第一項の表一の心項に掲げ	筋かいの位置及び種類並び
		る図書のうち各階平面図	に通し柱の位置

の<equation-block>のが欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の心欄の各項に掲げる図書

」に改め、同項の表昇降機の項を次のように改める。

 	各 略 平 画 図	十面図	合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、編尺、方位及び昇降機の位置
		エレベーター	ız
昇 降 機	構造詳細図		安全装置の位置及び構造
		こ ス フ タ	取付方法、踏段及び手すりの構造並びに安全装置
		コンカレーター	の位置及び構造
		1、 苛勿享月早条後	昇降路の構造、かごの大きさ並びに安全装置の位
		<b>小布牧夷用季路校</b>	置及び構造

第五項」を「第三項」に、 第一条の三第十一 項第一号中「第五項」 「第一項の表」を「第一項の表一」に、「図書の」を「図書、同項の表二の○項 を「第三項」 に改め、 同項を同条第十二項とし、 同条第十項中「

を「表一」 条第十一項とし、 及び□項並びに同項の表三の□項の構造計算の計算書並びに同表の□項に掲げる図書 項又は第三項から第五項」を「第一項から第四項」に改め、 ビ 7 同条第九項中「 第五項」を「第四項」に改め、 第五項」 を「第四項」に改め、 同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加え 同項を同条第九項とし、 同項を同条第十項とし、 の 同条第七項中「 同条第八項 に改め、 同項を同 中 表 「 第

7 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるところに 申請書に

よるものとする

ಠ್ಠ

ることを要しない。 のにあつては、 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 次の表の心欄に掲げる建築設備の区分に応じ、 の欄に掲げる図書についてはこれを添え 認定型式の認定書の写しを添えたも

も 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 のにあつては、 次の表の♡欄に掲げる建築設備の区分に応じ、♡欄及びは欄に掲げる図書については 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えた

これらを添えることを要せず、心欄に掲げる図書については⑤欄に掲げる事項

を明示することを要しない。

	$\leftrightarrow$	
ン ク は 水 タ ン ク	明満用の照	(v)
係るものに限る。) に掲げる図書(給水タンクに がるものに限る。)	第四項の表の出項の欄	<b>B</b>
が のうち昇降機以外の建 のうち昇降機以外の建 のうち昇降機以外の建 に がり の は に がり の は に がり の さ に がり の き に がら で ま に が が り に 係る も の に 限 る で ま に が り に 係 る も の に 限 る で ま に が り の は で ま に が り の は で ま に が り の は で ま に が り の は で ま に が り の は で ま に が り の は い う に 係 る も の に 限 る で ま に が り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り の は か り り り り り か り り り り り り り り り り り り	前項の表に掲げる図書 のうち昇降機以外の建 等設備の構造詳細図( 事常用の照明装置に係 るものに限る。)	H
		(Z)
		<b>(</b> 3)

	<u>(Ll)</u>					$\Box$			
から 機械室以外	昇降路及び	エレベータ				冷却塔設備			
除く。)	算をした際の計算書を五号に規定する構造計	二十九条の四第三項第	に掲げる図書(令第百第四項の表の①項冷欄				に掲げる図書	第四項の表の出項公欄	
				に限る。)	冷却塔設備に係るもの	築設備の構造詳細図 (	のうち昇降機以外の建	前項の表に掲げる図書	°)
	図ーの構造詳細	ちエレベータ	げる図書のう に掲						
構造、かごの構造、綱車又は巻胴の	巻上機の設置状況動機、制御機及び	おもりの構造、原	取付方法、つり合レールの構造及び						

添えたものと」を加え、 建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の昇降機に係る場合にあつては

ほか、 第三条第一 さらに、 項中「次の表」を「次の表一」 次の表二の砂欄各項に該当する遊戯施設についてはそれぞれ同表の砂欄各項に掲げる図書 に改め、 図書を添えたものと」の下に「し、これらの図書

の

 $\langle \uparrow \rangle$ (Æ) 第 一条の四を削る。 ター 避雷設備 エスカレー 第四項の表の出項の欄 第四項の表の□項⇔欄 に掲げる図 に掲げる図書 の構造詳細図のうちエスカレーター前項の表に掲げる図書 限る。 避雷設備に係るものに 築設備の構造詳細図 前項の表に掲げる図 のうち昇降機以外 の 建 位置及び構造 並びに安全装置

の

構造詳細図及び構造計算書を除く。第三項において同じ。)」を「を添えたものとし、これらの図書のほ

か、さらに、次の表二の心欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の心欄各項に掲げる図書」に改

め、同項の表を同項の表一とし、同表構造詳細図の項の次に次のように加える。

圧に対する安全性を確かめたものに限る。)	
及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風	
それのある部分以外の部分に係るもの及び屋外に設ける遊戯施設の客席部分	
において「主要な支持部分」という。) のうち摩損又は疲労破壊が主ずるお	構造計算書
)及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分(以下この表及び表二の三項	
人を乗せる部分(以下この表及び表二の⑤項において「客席部分」という。	
応力算定及び断面算定 ( 遊戯施設にあつては、遊戯施設のかご、車両その他	

第三条第一項の表一の次に次の一表を加える。

(V)

(5)

令第百四十三条において準用する令第百	制御器の構造を令第百四十三条において準		
造計算をした際の計算書		0	
二十九条の四第三項第五号に規定する構	全部又は一部を有しないもの	D #	
令第百四十三条において準用する令第百	屋外に設けるエレベーター で昇降路の壁の	こりから	(-
	もの	で親とか	<del>-)</del>
認定書の写し	四第一項第三号の認定を受けたものとする	ベ ヺ l 月 タ ニ l	
二十九条の四第一項第三号の認定に係る	十三条において準用する令第百二十九条の	乗 用 エ	
令第百四十三条において準用する令第百	かご及び主要な支持部分の構造を令第百四		
	項第二号の規定に適合したものとするもの		
の計算書	において準用する令第百二十九条の四第一		
ベーター強度検証法により検証をした際	部分」という。) の構造を令第百四十三条		
令第百二十九条の四第一項第二号のエレ	な部分 (以下この項において「主要な支持		
令第百四十三条の規定により準用される	かご及びかごを支え、又はつる構造上主要		

観光のたった		エ ス ケ ノ										
踏段及び主要な支持部分の構造を令第百四	とするもの	条の四第一項第二号の規定に適合したもの	十二第二項において準用する令第百二十九	の規定において準用する令第百二十九条の	部分」という。) の構造を令第百四十三条	な部分 (以下この項において「主要な支持	踏段及び踏段を支え、又はつる構造上主要	を受けたものとするもの	準用する令第百二十九条の十第二項の認定	制動装置の構造を令第百四十三条において	受けたものとするもの	用する令第百二十九条の八第二項の認定を
令第百四十三条において準用する令第百			際の計算書	カレーター 強度検証法により検証をした	令第百二十九条の四第一項第二号のエス	二十九条の十二第二項において準用する	令第百四十三条において準用する令第百	の写し	二十九条の十第二項の認定に係る認定書	令第百四十三条において準用する令第百	の写し	二十九条の八第二項の認定に係る認定書

-													—— —— か
_												0 †	かのもの し
	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又	に適合したものとするもの	る令第百二十九条の四第一項第二号の規定	造を令第百四十四条第二号において準用す	は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又	定を受けたものとするもの	準用する令第百二十九条の十二第五項の認	制動装置の構造を令第百四十三条において	するもの	条の四第一項第三号の認定を受けたものと	十二第二項において準用する令第百二十九	十三条において準用する令第百二十九条の
	令百四十四条第二号において準用する令		算書	施設強度検証法により検証をした際の計	令第百二十九条の四第一項第二号の遊戯	令第百四十四条第二号において準用する	書の写し	二十九条の十二第五項の認定に係る認定	令第百四十三条において準用する令第百		係る認定書の写し	第百二十九条の四第一項第三号の認定に	二十九条の十二第二項において準用する

					(Ξ	<u> </u>
					过虚方言	连 践 色 殳
非常止め装置の構造を令第百四十四条第六	の認定を受けたものとするもの	客席部分の構造を令第百四十四条第四号イ	受けたものとするもの	令第百二十九条の四第一項第三号の認定を	造を令百四十四条第二号において準用する	は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構
令第百四十四条第六号の認定に係る認定	定書の写し	令第百四十四条第四号イの認定に係る認			係る認定書の写し	第百二十九条の四第一項第三号の認定に
	令 第	令 定 第 書	令     定     令       第     書     第	マ第百四十四条第六 するもの 定書	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	非常止め装置の構造を令第百四十四条第六 令第一時 での認定を受けたものとするもの で書 で

め 項に該当する遊戯施設又は昇降機については同表の〇欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする」に改 の表」を「第一項の表一」に、「とする」を「とし、これらの図書のほか、さらに、 第三条第三項中「第一条第一 構造詳細図」を「構造詳細図及び構造計算書の全部又は一部」に改め、 同条中第八項を第九項とし、 項又は第三項から第五項」 第七項を第八項とし、 同条第六項中「第一項の表」 を「第一条の三第一項から第四項」 同項を同条第七項とし、同条第 第一項の表二の分欄各 を「第一 項の表 に 第一項 こに

五項を同条第六項とし、 同条第四項中「前三項」 を「 第 一 項から第三項まで」 に改め、 同項を同条第五項と

- し、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一

項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等 (以下この条において「認証 式部材等」という。)を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、 第一項及び前項の規定にかかわら 型

- ず、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 法第: 八十八条第 一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物に係る確認の申

法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを

添えたものにあつては、次の表の♡欄に掲げる工作物の区分に応じ、♡欄に掲げる図書についてはこれ

を添えることを要しない。

- 認証型式部材等を有する工作物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたも
- のに あつては、 次の表のが欄に掲げる工作物の区分に応じ、 ろ<br />
  欄及びは<br />
  欄に<br />
  掲げる<br />
  図書に<br />
  ついては<br />
  これ

らを添えることを要せず、心欄に掲げる図書については⑤欄に掲げる事項を明示することを要しない。

					(-	<del>-)</del>						
					物	有する工作	物の部分を	掲げる工作	表の⊖項に	四条の二の	令第百四十	(0)
)	した際の計算書を除く。	一号に規定する構造計算を	二十九条の四第三項第五	において準用する令第百	る図書(令第百四十三条	の表二の①項②欄に掲げ	ものに限る。) 及び同項	レベーター の部分に係る		書のうち構造計算書(昇	第一項の表一に掲げる図	B
						のに限る。)	ター の部分に係るも	械室以外のエレベー	細図(昇降路及び機	る図書のうち構造詳	第一項の表一に掲げ	(t)
		断面図	ち側面図又は縦	掲げる図書のう	第一項の表一に			断面図	ち平面図又は横	掲げる図書のう	第一項の表一に	(Z)
寸 法	材料の種別及び	係る主要部分の	ーターの部分に	室以外のエレベ	昇降路及び機械	寸法	材料の種別及び	係る主要部分の	ーターの部分に	室以外のエレベ	昇降路及び機械	<b>(3)</b>

-											
				C	⇒						
					物	有する工作	物の部分を	掲げる工作	表の□項に	四条の二の	令第百四十
					項俗欄に掲げる図書	。)及び同項の表二の〇	の部分に係るものに限る	分以外のエスカレーター	ラス又ははりを支える部	書のうち構造計算書(ト	第一項の表一に掲げる図
					<b>න</b> °	部分に係るものに限	のエスカレーターの	りを支える部分以外	細図(トラス又はは	る図書のうち構造詳	第一項の表一に掲げ
	断面図	ち側面図又は縦	掲げる図書のう	第一項の表一に				断面図	ち平面図又は横	掲げる図書のう	第一項の表一に
料の種別及び寸の材を主要部分の材	ター の部分に係	外のエスカレー	を支える部分以	トラス又ははり	法	料の種別及び寸	る主要部分の材	ター の部分に係	外のエスカレー	を支える部分以	トラス又ははり

					Œ	<b>(</b> )						
					物	有する工作	物の部分を	掲げる工作	表の三項に	四条の二の	令第百四十	
								掲げる図書	同項の表二の臼項の欄に	書のうち構造計算書及び	第一項の表一に掲げる図	
のに限る。)	という。)に係るも	において「かご等」	の部分 (以下この項	分及び非常止め装置	つる構造上主要な部	びこれを支え、又は	他人を乗せる部分及	ち、かご、車両その	細図(遊戯施設のう	る図書のうち構造詳	第一項の表一に掲げ	
				断面図	ち側面図又は縦	掲げる図書のう	第一項の表一に	断面図	ち平面図又は横	掲げる図書のう	第一項の表一に	
				寸法	材料の種別及び	等の主要部分の	遊戯施設のかご	寸法	材料の種別及び	等の主要部分の	遊戯施設のかご	法

び第十号中「第一条の三第一項の表」を「第一条の三第一項の表一」に改め、同号の表防火構造の項の次に 第三条の二第一項第八号中「表」を「表一」に、「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同項第九号及

### 次のように加える。

	(す)
基準に適合する構造	合する構造
令第百九条の三第二号八の技術	耐火構造、準耐火構造又は令第百九条の三第二号八の技術的基準に
的基準に適合する構造	適合する構造
令第百十三条第一項第三号の技	耐火構造、準耐火構造又は令第百十三条第一項第三号の技術的基準
術的基準に適合する構造	に適合する構造
令第百十五条の二第一項第四号	耐火構造、準耐火構造又は令第百十五条の二第一項第四号の技術的
の技術的基準に適合する構造	基準に適合する構造
令第百十五条の二の二第一項第	耐火構造、準耐火構造又は令第百十五条の二の二第一項第四号八の
四号八の技術的基準に適合する	技術的基準に適合する構造

法第二十三条の技術的基準に適	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第二十三条の技術的基準に
合する構造	適合する構造
法第六十三条の技術的基準に適	法第六十三条の技術的基準に適合する構造
合する構造	
法第二十二条第一項の技術的基	法第六十三条の技術的基準に適合する構造又は法第二十二条第一項
準に適合する構造	の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第百十四条第五項において準	特定防火設備又は令第百十四条第五項において準用する令第百十二
用する令第百十二条第十六項の	条第十六項の技術的基準に適合する防火設備
技術的基準に適合する防火設備	
法第二条第九号の二口の技術的	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条
基準に適合する防火設備	第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二

| 口の技術的基準に適合する防火設備

法第六十四条の技術的基準に適 | 特定

特定防火設備、 令第百十四条第五項において準用する令第百十二条

合する防火設備

第十六項の技術的基準に適合する防火設備、 法第二条第九号の二口

の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に

適合する防火設備

第三条の二第一 項第十号の表甲種防火戸の項及び乙種防火戸の項を削り、 同条第三項第一号及び第二号中

表」を「表一」に改める。

第八条第二項中「別記第九号様式」を「別記第四十号様式」に改める。

第十条の五の次に次の二十一条を加える。

型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第一項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定に

よる認定(以下「型式適合認定」という。)のうち、令第百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の

部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書 ( 以下単に

型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、 これを建設大臣又は指定認定機関 ( 以下

指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

- 建築物の部分の概要を記載した図書
- 建築物の部分の平面図、立面図、 断面図及び構造詳細図
- Ξ 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、 令第百八条

の三第一項第一号若しくは第四項、令第百二十九条の二第一項又は令第百二十九条の二の二第一項の規

定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四 方法等の認定」という。)を受けた場合にあつては、当該認定書の写し 建築物の部分に関し、法第六十八条の二十六第一項の規定による構造方法等の認定(以下単に「構造

五 前各号に掲げるもののほか、 建築物の部分が令第百三十六条の二の九第一号に掲げる一連の規定に適

合することについて審査をするために必要な事項を記載した図書

2 のの申請をしようとする者は、型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出 型式適合認定のうち令第百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものに係る

も

するものとする。

一 前項各号 (第三号を除く。) に掲げる図書

当該建築物の部分に係る一連の規定に基づき検証をしたものにあつては、当該検証の計算書

型式適合認定のうち令第百四十四条の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げるものに係るものの申請

をしようとする者は、 型式適合認定申請書に次に掲げる図書を添えて、指定認定機関等に提出するものと

する。

3

第一項各号 (第三号を除く。) に掲げる図書

当該工作物の部分に係る一連の規定に基づき構造計算又は検証をしたものにあつては、当該構造計算

書又は当該検証の計算書

型式適合認定に係る認定書の通知等)

第十条の五の三 指定認定機関等は、 型式適合認定をしたときは、 別記第五十号の三様式による型式適合認

定書 (以下単に「型式適合認定書」という。) をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公

示するものとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
- 三 認定番号

四 認定年月日

2 指定認定機関等は、 型式適合認定をしないときは、 別記第五十号の四様式による通知書をもつて申請者

に通知するものとする。

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ

)の建設省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

令第百三十六条の二の九第一号に規定する門、塀、 改良便槽及び屎尿浄化槽並びに給水タンク及び貯

水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外の建築物の部分で、

当該

建築物の部分に用いられる材料の種類、 形状、 寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、 かつ

当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分

### の二以上であるもの

一 令第百三十六条の二の九第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第百四十四条の二の表の各項

に掲げる工作物の部分で、当該工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、 寸法及び品質並びに構造

(型式部材等製造者の認証の申請)

方法が標準化されており、

かつ、

据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

第十条の五の五 て準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による認証 (以下「型式部材等製造者の認証」という。 法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項(法第八十八条第一項に <u>、</u>の おお l1

申請をしようとする者は、 別記第五十号の五様式による型式部材等製造者認証申請書に製造をする型式部

材等に係る型式適合認定書の写しを添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八条の十一第二項 (法第六十八条の二十三第二項 (法第八十八条第一項にお いて

準用する場合を含む。 以下同じ。) 及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の建設省令

で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 型式部材等の種類
- 三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号
- 四 工場その他の事業場 (以下「工場等」という。) の名称及び所在地
- 五 技術的生産条件に関する事項
- 2 前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第

第十条の五の九において同じ。) の技術的基準に適合していることを

証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

項において準用する場合を含む。

- 一 申請に係る工場等に関する事項
- イ 沿革
- ロ 経営指針 (品質管理に関する事項を含むものとする。)
- 八 配置図
- 二 従業員数

組織図(全社的なものを含み、 かつ、 品質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。

へ 就業者に対する教育訓練等の概要

朩

二 申請に係る型式部材等の生産に関する事項

イ 当該型式部材等又はそれと類似のものに関する製造経歴

ロ 生産設備能力及び今後の生産計画

八 社内規格一覧表

製品の品質特性及び品質管理の概要(保管に関するものを含む。)

朩 主要資材の名称、 製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法(保管に関するものを含

む。)の概要

へ 製造工程の概要図

ト 工程中における品質管理の概要

チ 主要製造設備及びその管理の概要

リ 主要検査設備及びその管理の概要

ヌ 外注状況及び外注管理(製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合におけ

る当該発注に係る管理をいう。以下同じ。) の概要

ル 苦情処理の概要

申請に係る型式部材等に法第六十八条の十九第一項(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条

第 一 項において準用する場合を含む。第十条の五の十五において同じ。) の特別な表示を付する場合に

あつては、その表示方式に関する事項

兀 申請に係る型式部材等に係る品質管理推進責任者に関する事項

イ 氏名及び職名

申請に係る型式部材等の製造に必要な技術に関する実務経験

ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況

3 前項の規定にかかわらず、 製造設備、 検査設備、 検査方法、 品質管理方法その他品質保持に必要な技術

的生産条件が、 日本工業規格2九九〇二の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあつて

は 前項第一号イ及びへに掲げる事項を記載することを要しない。

#### (認証書の通知等)

第十条の五の七 指定認定機関等は、 型式部材等製造者の認証をしたときは、 別記第五十号の六様式による

型式部材等製造者認証書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称

型式部材等の種類

三認証番号

兀

認証年月日

- 2 指定認定機関等は、 型式部材等製造者の認証をしないときは、別記第五十号の七様式による通知書をも
- つて、申請者に通知するものとする。

型式適合認定を受けることが必要な型式部材等の型式)

- 第十条の五の八 て準用する場合を含む。) の建設省令で定める型式部材等の型式は、 法第六十八条の十三第一号 (法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一 第十条の五の四各号に掲げる建築物 項におい
- の部分又は工作物の部分の型式とする。

# (品質保持に必要な生産条件)

第十条の五の九 法第六十八条の十三第二号の建設省令で定める技術的基準は、 次のとおりとする。

別表第一の心欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表の心欄に掲げる製造設備を用いて製

造されていること。

別表第一の♡欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、 それぞれ同表のは欄に掲げる検査が同表のに欄に

掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。

Ξ 製造設備が製造される型式部材等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有している

こと。

四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項

- 道 資材の品質、検査及び保管に関する事項
- (iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、 品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事

項

- ⋈ 製造設備及び検査設備の管理に関する事項
- (v) 外注管理に関する事項
- 畑 苦情処理に関する事項
- (2)社内規格が適切に見直されており、 かつ、 就業者に十分周知されていること。
- 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。
- (1) 録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、 作業記録、 検査記
- (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発

防止対策が適切に行われていること。

③ 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

製造設備及び検査設備について、 点検、 検 査、 校正、 保守等が社内規格に基づいて適切に行われて

おり、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、

苦情の要因となった事項の改善が図

られていること。

1 製品の管理、資材の管理、 工程の管理、 設備の管理、 外注管理、 苦情処理等に関する記録が必要な

期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

1 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1)品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、 品質管理が計画的に実施されている

こと。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとと

もに、 品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、 かつ、 品質管理

を推進する上での問題点が把握され、 その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われてお

IJ また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に

係る技術的指導が適切に行われていること。

工場等におい て、 品質管理推進責任者を選任し、 次に掲げる職務を行わせていること。

① 品質管理に関する計画の立案及び推進

② 社内規格の制定、改正等についての統括

③ 製品の品質水準の評価

(4)各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間 の調整

(5) 工程に生じた異常、 苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

⑥ 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(7) 外注管理に関する指導及び助言

2 前項の規定にかかわらず、 製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、

次に定める基準によることができる。

製造設備、 検査設備、 検査方法、 品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、 日本工業

規格2九九〇二の規定に適合していること。

前項第一号から第四号まで及び第六号口の基準に適合していること。

製造をする型式部材等の型式に従つて社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、 かつ、 製品に

Ξ

ついて型式に適合することの検査及び保管が、 社内規格に基づいて適切に行われていること。

届出を要しない軽微な変更)

第十条の五の十 法第六十八条の十六 (法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用

する場合を含む。 次条において同じ。 )の建設省令で定める軽微な変更は、 第十条の五の六第二項イ及び

二に掲げる事項とする。

( 認証型式部材等製造者等に係る変更の届出)

第十条の五の十一 認証型式部材等製造者(法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者をいう。 以下同じ

又は認証外国型式部材等製造者(法第六十八条の二十三第二項に規定する認証外国型式部材等製造者

をいう。 第十条の五の十三において同じ。)(以下これらを総称して「認証型式部材等製造者等」という

゜゜ 法第六十八条の十六の規定により第十条の五の六第一項及び第二項に掲げる事項に変更(型式部

材等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更

及び前条に規定する変更を除く。)があつたときは、 別記第五十号の八様式による認証型式部材等製造者

等変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

( 認証型式部材等製造者等に係る製造の廃止の届出)

第十条の五の十二 認証型式部材等製造者等は、法第六十八条の十七第一項(法第六十八条の二十三第二項

及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該認証に係る型式部材等の製造

の事業を廃止しようとするときは、 別記第五十号の九様式による製造事業廃止届出書を建設大臣に提出し

なければならない。

型式適合義務が免除される場合)

第十条の五の十三(法第六十八条の十八第一項(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項にお

いて準用する場合を含む。) の建設省令で定める場合は、 次に掲げるものとする。

輸出(認証外国型式部材等製造者にあつては、 本邦への輸出を除く。) のため当該型式部材等の製造

をする場合

二 試験的に当該型式部材等の製造をする場合

建築物並びに法第八十八条第一項及び第二項に掲げる工作物以外の工作物に設けるため当該型式部材

等の製造をする場合

(検査方法等)

第十条の五の十四 法第六十八条の十八第二項 (法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項にお

l1 て準用する場合を含む。)の建設省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げる

ところにより行うものとする。

別表第一のြ水欄に掲げる型式部材等の区分に応じ、それぞれ同表のြ機掲げる検査設備を用いて同表

のは欄に掲げる検査を行うこと。

製造される型式部材等が法第六十八条の十三(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項

において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、 それ

を確実に履行すること。

検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式部材等がその認証に係る型式に適合する

ことを確認するまで型式部材等を出荷しないこと。

四

認証型式部材等(認証型式部材等製造者等が製造をするその認証に係る型式部材等をいう。)ごとに

次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。

イ 検査を行つた型式部材等の概要

ロ 検査を行つた年月日及び場所

ハ 検査を実施した者の氏名

二 検査を行つた型式部材等の数量

ホ 検査の方法

へ 検査の結果

五 前号の検査記録簿(次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は

当該型式部材等の製造をした工場等の所在地において、 記載の日から起算して五年以上保存すること

0

2 前項第四号に掲げる事項が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、 必要に応

じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同号の検査記録簿

に代えることができる。

(特別な表示)

第十条の五の十五 法第六十八条の十九第一項の建設省令で定める方式による特別な表示は、 別記第五十号

の十様式に定める表示とし、 認証型式部材等製造者等がその認証に係る型式部材等の見やすい箇所に付す

るものとする。

認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八条の二十第二項 (法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第 項にお

て準用する場合を含む。)の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところ

により行うものとする。

法第七条第四項、 法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定による検査 第四

条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、 必要に応じ、法第十二条第三項の

規定による報告を求める。

一 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 建築基準法に基づく指定資格検定機

関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書及び同号口に規定する写真を審査し、 特に

必要があるときは、 法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(認証の取消しに係る公示)

第十条の五の十七 建設大臣は、法第六十八条の二十二第一項及び第二項並びに法第六十八条の二十四第

項及び第二項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 認証を取り消した型式部材等製造者の氏名又は名称

二 認証の取消しに係る型式部材等の種類

三 認証番号

四 認証を取り消した年月日

#### (旅費の額)

第十条の五の十八 令第百三十六条の二の十一の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。 し は

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定によ

り支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は

般職 の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行

政職俸給表◯による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

## (在勤官署の所在地)

第十条の五の十九 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のためその地に出張する職員の旅費法第

二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

# (旅費の額の計算に係る細目)

第十条の五の二十 旅費法第六条第一項の支度料は、 旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、 当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 建設大臣が、 旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部

分の旅費を支給しないときは、 当該部分に相当する額は、 旅費相当額に算入しない。

構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一(構造方法等の認定の申請をしようとする者は、 別記第五十号の十一様式による申請書

に次に掲げる図書を添えて、 建設大臣に提出するものとする。

平面図、 立面図、 断面図及び構造詳細図

構造方法又は建築材料 (以下この条におい

て「構造方法等」という。

)の概要を記載した図書

前二号に掲げるもののほか、 構造計算書、 実験の結果その他の構造方法等を評価するために必要な事

項を記載した図書

2 建設大臣は、 前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合にあつては、 当該構造方法等の実

物又は試験体その他これらに類するもの(次項において「実物等」という。)の提出を求めることができ

ಠ್ಠ

3 前 |項の規定にかかわらず、指定性能評価機関又は承認性能評価機関 (外国において事業を行う者が申

請する場合に限る。)が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項の申請書に添

える場合にあつては、 同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 建設大臣は、構造方法等の認定をしたときは、 別記第五十号の十二様式による認定書

をもつて申請者に通知するものとする。

2 建設大臣は、 構造方法等の認定をしないときは、 別記第五十号の十三様式による通知書をもつて申請者

に通知するものとする。

第十条の七中「法第七十七条の三十六第一項」を「法第七十七条の五十八第一項」に、 「法第七十七条の

三十七第二号」を「法第七十七条の五十九第二号」に改める。

第十条の八第一項及び第十条の九中「法第七十七条の三十六第二項」を「法第七十七条の五十八第二項」

に改める。

第十条の九第五号中「法第七十七条の四十第一項」を「法第七十七条の六十二第一項」に改める。

第十条の十中「法第七十七条の三十八」を「法第七十七条の六十」に改める。

条の三十九第三号」を「法第七十七条の六十一第三号」に、 第一号中「法第七十七条の三十九第一号」を「法第七十七条の六十一第一号」に改め、 九第三号」を「法第七十七条の六十一第三号」に、「法第七十七条の三十七第三号」を「法第七十七条の五 十九第三号」に改め、 七十七条の三十九第二号」を「法第七十七条の六十一第二号」に改め、同条第三号中「法第七十七条の三十 第十条の十二各号列記以外の部分中「法第七十七条の三十九」を「法第七十七条の六十一」 法第七十七条の三十七第五号」を「法第七十七条の五十九第五号」に改め、 同条第四号中「法第七十七条の三十九第三号」を「法第七十七条の六十一第三号」に 「法第七十七条の三十七第六号」を「法第七十 同条第五号中「法第七十七 同条第二号中「 に改め、 法第 同条

第十条の十三第二項中「法第七十七条の四十第一項第三号」を「法第七十七条の六十二第一項第三号」に

「法第七十七条の三十九第一号」を「法第七十七条の六十一第一号」に改める。

七条の五十九第六号」に改める。

第十条の十五中「法第七十七条の四十第二項」を「法第七十七条の六十二第二項」 に改める。

第十一条の二第一項の表工事着手前の各階平面図の項中「防火戸」を「防火設備」 に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

## (手数料の納付の方法

第十一条の二の二 法第九十七条の四第一項及び第二項の手数料の納付は、 次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、印紙をもつて

納め難い事由のあるときは、 現金をもつて納めることができる。

指定認定機関又は承認認定機関に納める場合 法第七十七条の四十五第一項(法第七十七条の五十四

第二項において準用する場合を含む。)に規定する認定等業務規程で定めるところにより納める。

指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納める場合 法第七十七条の五十六第二項及び法第七十七

条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の性能評価の業務に関する規程で定め

るところにより納める。

(手数料の額

第十一条の二の三 法第九十七条の四第一項の建設省令で定める手数料の額は、 次の各号に掲げる処分の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

構造方法等の認定 申請 一件につき、二万円に、 別表第二のい欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表

ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請す

る場合にあつては、二万円とする。

一 型式適合認定 申請一件につき、 別表第三のい欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の凸欄に掲げる

額

兀

法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新

Ξ 型式部材等製造者の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、 四十八万円

申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、

員二人が法第六十八条の二十三第二項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) において

準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、 当該審査に係る工場等

の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加

算した額。 この場合において、 その旅費の額の計算に関し必要な細目は、 第十条の五の十八から第十条

の五の二十までの規定を準用する。

2

次の各号に掲げる場合の手数料は、 前項第三号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合

職

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

既に型式部材等製造者の認証を受けた者が、 当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式部

材等につき新たに型式部材等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円

一 同 時 に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式部材等につき認

証を受けようとする場合 二万五千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四

号に規定する額 (申請に係る工場等の件数を一として算定したものとする。 次号において同じ。) の合

計額

三 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合 二万

五千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四号に規定する額

の合計額

3 法第九十七条の四第二項の建設省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処

分又は性能評価 (以下この条において「処分等」という。) に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 型式適合認定 申請一件につき、第一項第二号に掲げる額
- 型式部材等製造者の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、 第一項第三号に掲げ
- 法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、 指

定認定機関又は承認認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場等の所在地に出張すると

た場合に第一項第四号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額を加算 Ū た額

- 兀 性能! 評価 別表第二のい欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の冷欄に掲げ る額
- 4 第二項の規定は、 前項第二号及び第三号に掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。
- 5 等に係るものの額は、 法第九十七条の四第二項の建設省令で定める手数料のうち承認認定機関又は承認性能評価機関が行う処分 次に掲げる基準に適合するものとして建設大臣の認可を受けた額とする。
- 手数料の額が当該処分等の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- 6 承認認定機関又は承認性能評価機関は、 前項の認可を受けようとするときは、 次に掲げる次項を記載し

た申請書を建設大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様

#### とする。

認可を受けようとする手数料の額(業務の区分ごとに定めたものとする。次号において同じ。

二 審査一件当たりに要する人件費、事務費その他の経費の額

旅費 (鉄道費、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊料の額の算定方法

# 四 その他必要な事項

 $\equiv$ 

第十一条の三第一項の表中「表」を「表一」に、 「第一条の三第五項」を「第一条の三第三項」に、 「 第

二項中「第五項」を「第三項」に改め、同項第一号中「表」を「表一」に改める。

条の三第十一項」を「第十一条の三第十二項」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、

附則の次に別表として次の三表を加える。

# 別表第一 (第十条の五の十一関係)

<u> </u>	<b>一</b>	(v)
の二の九第一号	令第百三十六条	型式部材等
設 備	一切断等加工	の製造設備
 查		· 備 
	受 入 検 ——	
資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査	は設備
		© 検査設備

同条第

(-	<del>-)</del>											
								したもの	部分を鉄骨造と	造耐力上主要な	の部分のうち構	に掲げる建築物
								を除く。)	外注する場合	四 塗装設備 (	三接合設備	二 溶接設備
				検 査	工程内							
<u> </u>	/*/*	<b>+</b>		 検 査		+&	•	<b>本</b>			<b>*</b>	— 上
定により検査する。	等が所定の寸法であることを測し	を検査するとともに、フレーム	フレーム等に欠陥がないこと	<b></b>	フレーム等の外観検査及び寸法	検査する。 	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定	資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	書等の書類により検査する。	とを納品書又は検査・試験証明
				寸法測定器具	限度見本等				寸法測定器具	限度見本等		

	する。	
	法であることを測定により検査	
	するとともに、製品が所定の寸	
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査	查
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	最終検
除く。)		
注する場合を		
曲げ試験を外		
曲げ試験機(	的に試験により検査する。	
除く。)	の溶接強度を有することを定期	
注する場合を	査するとともに、溶接部が所定	
引張試験を外	溶接部に欠陥がないことを検	
引張試験機 (	二溶接部の外観検査及び強度検査	

			たもの	部分を木造とし	造耐力上主要な	の部分のうち構	に掲げる建築物	の二の九第一号	令第百三十六条	
							接合設備	設備	切断等加工	
 工 程 内								査	受 入 検	
_					_					
木材、合板等の切削、切断、穴	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定	資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	書等の書類により検査する。	とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査	
寸法測定器具				寸法測定器具	限度見本等					

 $\Box$ 

												—— 検 査
(接着剤を使用する場合に限る。)	四 圧締接着剤のはみ出し状態検査	とを測定により検査する。	圧締圧力が所定の量であるこ	を使用する場合に限る。)	三 接着時の圧締圧力検査 (接着剤	査する。	木枠組に欠陥がないことを検	二 木枠組の外観検査	検査する。	の寸法であることを測定により	加工後の木材、合板等が所定	開加工後の寸法検査
	限度見本等			機器	圧締圧力測定			限度見本等				

	一資材等の品質検査	一 受 入 検	一部材(型枠	令第百三十六条	
	する。				
	法であることを測定により検査				
	するとともに、製品が所定の寸				
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査	查			
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	最終検			
	<b>ි</b>				
	許容範囲内であることを検査す				
	圧締接着剤のはみ出し状態が				

	配筋が所定の配筋量及び寸法				
寸法測定器具	配筋の配筋量及び寸法検査				(=)
	を測定により検査する。				
	型枠が所定の寸法であること	検 査			
寸法測定器具	型枠の寸法検査	 工程内			
	検査する。				
	の寸法であることを測定により			たもの	
	査するとともに、資材等が所定			クリート造とし	
寸法測定器具	資材等に欠陥がないことを検			部分を鉄筋コン	
限度見本等	資材等の外観検査及び寸法検査			造耐力上主要な	
	書等の書類により検査する。		立 設 備	の部分のうち構	
	とを納品書又は検査・試験証明		二 鉄筋加工組	に掲げる建築物	
	資材等が所定の品質であるこ	查	)製造設備	の二の九第一号	

	する。		
	法であることを測定により検査		
	するとともに、製品が所定の寸		
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査		査
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	_	最終検
合を除く。)	験により検査する。		
を外注する場	強度を有することを定期的に試		
圧縮強度試験	採取した供試体が所定の圧縮		
圧縮試験機(	供試体の圧縮強度検査	Ξ	
	び測定により検査する。		
	であることを配筋図等の書類及		

			四)									
		もの	外のものとした	ンクリート 造以	木造又は鉄筋コ	部分を鉄骨造、	造耐力上主要な	の部分のうち構	に掲げる建築物	の二の九第一号	令第百三十六条	
									二 組立設備	設 備	一切断等加工	
	検 査	工程内								查	受 入 検	
		_					_				_	
ることを測定により検査する。	加工部材等が所定の寸法であ	加工部材等の寸法検査	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定	資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	書等の書類により検査する。	とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査	
		寸法測定器具				寸法測定器具	限度見本等					

	の寸法であることを測定により				
	査するとともに、資材等が所定			を除く。)	
寸法測定器具	資材等に欠陥がないことを検			外注する場合	
限度見本等	一資材等の外観検査及び寸法検査			四塗装設備(	
	書等の書類により検査する。			三組立設備	
	とを納品書又は検査・試験証明			二溶接設備	
	資材等が所定の品質であるこ		查	 Ә	
	資材等の品質検査	_	受入検	一切断等加工	防火設備
	する。				
	法であることを測定により検査				
	するとともに、製品が所定の寸				
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査		查		
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査		最終検		

	を検査する。	
んの作動をすること	製品が所定	
<b>校</b> 查	二製品の作動検	
	する。	
とを測定により検査	法であること	
に、製品が所定の寸	するとともに	
陥がないことを検査	製品に欠陥	查
験査及び寸法検査	一製品の外観検	最終検
を測定により検査する。	を測定によ	
所定の寸法であること	ともに、所	
いことを検査すると	欠陥がない	· 検 査
び寸法検査	- 外観検査及び	工程 内
	検査する。	

内												
												屎尿浄化槽
									Ξ	/#		
									組立設備	備	部品加工設	成形設備
		検 査	工程内								査	
			_					_				_
寸法検査	定により検査する。	所定の重量を有することを測	重量検査	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定	資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	書等の書類により検査する。	とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査
寸法測定器具			重量測定器具				寸法測定器具	限度見本等				

	試験により検査する。			
	製品からの漏水がないことを			
漏水検査設備	一製品の漏水検査			
	する。			
	法であることを測定により検査			
	するとともに、製品が所定の寸			
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査			
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	_	最終検	
	定により検査する。			
	所定の硬度を揺することを測			
硬度測定器具	一 硬度検査	Ξ		
	により検査する。			
	所定の寸法であることを測定			

	41.5											
	(七)										置	非常用の照明装
					三組立設備	を除く。)	外注する場合	二塗装設備(	J	場合を除く。	備(外注する	一 板金加工設
	検 査	工程内									査	受入検
		_					_					_
ともに、所定の寸法であること	欠陥がないことを検査すると	外観検査及び寸法検査	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定	資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	する。	書等の書類及び測定により検査	とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査
		寸法測定器具					寸法測定器具				機器	電気特性測定

	貯水タンク	給水タンク又は										
備	_ 二 의	—										
	部品加工設	成形設備										
	查	受入検								查	最終検	
		_				_					_	
とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査	o	を検査又は測定により検査する	製品が所定の作動をすること	製品の作動検査	する。	法であることを測定により検査	するとともに、製品が所定の寸	製品に欠陥がないことを検査	製品の外観検査及び寸法検査	を測定により検査する。
					<del></del>	照度測定機器					寸法測定器具	

	するとともに、製品が所定の寸				
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査		查		
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	_	最終検		
	を測定により検査する。				
	ともに、所定の寸法であること				
寸法測定器具	欠陥がないことを検査すると		検 査		
限度見本等	外観検査及び寸法検査	_	工程内		
	検査する。				
	の寸法であることを測定により				
	査するとともに、資材等が所定				
寸法測定器具	資材等に欠陥がないことを検				
限度見本等	資材等の外観検査及び寸法検査	_			
	書等の書類により検査する。			組立設備	三

欠陥がないことを検査すると		検 査			
外観検査及び寸法検査	_	工程内			Ų
検査する。					i)
の寸法であることを測定により					
査するとともに、資材等が所定					
資材等に欠陥がないことを検					
資材等の外観検査及び寸法検査					
書等の書類により検査する。			三 組立設備		
とを納品書又は検査・試験証明			備		
資材等が所定の品質であるこ		查	二部品加工設		
資材等の品質検査	í –	受入検	成形設備	冷却塔設備	
する。					
法であることを測定により検査					

	資材等に欠陥がないことを検		四組立設備	光のためのもの	
寸法測定器具	二 資材等の外観検査及び寸法検査		備	レベーターで観	
	書等の書類により検査する。	Γ	三 機械加工設	。)及び乗用エ	
	とを納品書又は検査・試験証明		二溶接設備	室の部分を除く	
	資材等が所定の品質であるこ	查	工設備	昇降路及び機械	
	一資材等の品質検査	受 入 検	製缶板金加	エレベーター(	
	する。				
	法であることを測定により検査				
	するとともに、製品が所定の寸				
寸法測定器具	製品に欠陥がないことを検査	查			
限度見本等	製品の外観検査及び寸法検査	最終検			
	を測定により検査する。				
	ともに、所定の寸法であること				

(+)					
	械室以外のもの	で昇降路及び機	除く。)の部分	に供するものを	(一般交通の用

最終検								検 査	工程内			
_			_					查	_			
製品の外観検査及び寸法検査	いことを検査する。	主要部品の溶接部に欠陥がな	主要部品の溶接部の外観検査	により検査する。	所定の寸法を有することを測定	検査するとともに、主要部品が	主要部品に欠陥がないことを	直	主要部品の外観検査及び寸法検	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定
寸法測定器具									寸法測定器具			

ᅑ
ᆸ

	制御器等が所定の絶縁性能を	
電気計測機器	三制御器等の絶縁検査	
	o	
	定の作動をすることを検査する	
	ベーター の油圧ユニット等が所	
	調速機、ブレーキ、油圧エレ	
	況検査	
	ーターの油圧ユニット等の作動状	
速度測定機器	二 調速機、ブレーキ、油圧エレベ	
	する。	
	法であることを測定により検査	
	するとともに、製品が所定の寸	
	製品に欠陥がないことを検査	

角度測定器具	查		—— 検 査			
寸法測定器具	主要部品の外観検査及び寸法検	_	工程内		もの	
	検査する。				える部分以外の	
	の寸法であることを測定により				ス又ははりを支	
	査するとともに、資材等が所定				)の部分でトラ	
	資材等に欠陥がないことを検			四組立設備	るものを除く。	
寸法測定器具	資材等の外観検査及び寸法検査	=		備	交通の用に供す	
	書等の書類により検査する。			三 機械加工設	めのもの (一般	
	とを納品書又は検査・試験証明			一溶接設備	ターで観光のた	
	資材等が所定の品質であるこ		查	工設備	及びエスカレー	
	資材等の品質検査	_	受入検	製缶板金加	エスカレーター	
	る。					
	有することを試験により検査す					

				査	最終検							
_					_			_				
ブレー キ等の作動状況検査	する。	法であることを測定により検査	するとともに、製品が所定の寸	製品に欠陥がないことを検査	製品の外観検査及び寸法検査	いことを検査する。	主要部品の溶接部に欠陥がな	主要部品の溶接部の外観検査	により検査する。	所定の寸法を有することを測定	検査するとともに、主要部品が	主要部品に欠陥がないことを
速度測定機器					寸法測定器具							

寸法測定器具	欠陥がないことを検査すると		—— 検 査			
限度見本等	外観検査及び寸法検査	_	工程内			(=
	 検査する。					 5)
	の寸法であることを測定により					
	査するとともに、資材等が所定					
寸法測定器具	資材等に欠陥がないことを検					
限度見本等	資材等の外観検査及び寸法検査	_				
	書等の書類により検査する。			三組立設備		
	とを納品書又は検査・試験証明			備		
	資材等が所定の品質であるこ		查	二部品加工設		
	資材等の品質検査	_	受 入 検	成形設備	避雷設備	
	ることを検査する。					
	ブレーキ等が所定の作動をす					

	\ <u> </u>											
リーゴー ラウン	遊戯施設又はメ	に類する高架の	- その他これら		ウォー ター シュ							
ウン	んはメ	製の	れら	コースタ	シュ							
四四	備	=	_	Ţ	— —							
組立設備		機械加工設	溶接設備	工 設 備	製缶板金加							
				査	受 入 検				查	最終検		
	_				_					_		
資材等に欠陥がないことを検	資材等の外観検査及び寸法検査	書等の書類により検査する。	とを納品書又は検査・試験証明	資材等が所定の品質であるこ	資材等の品質検査	する。	法であることを測定により検査	するとともに、製品が所定の寸	製品に欠陥がないことを検査	製品の外観検査及び寸法検査	を測定により検査する。	ともに、所定の寸法であること
	寸法測定器具								寸法測定器具	限度見本等		

						(	<u>\$</u> )					
主要な部分並び	又はつる構造上	びこれを支え、	を乗せる部分及	、車両その他人	分のうち、かご	用するものの部	設で原動機を使	動をする遊戯施	に類する回転運	塔その他これら	クトパス、飛行	ド、観覧車、オ

最終検								検 査	工程内			
_			_					本	_			
製品の外観検査及び寸法検査	いことを検査する。	主要部品の溶接部に欠陥がな	主要部品の溶接部の外観検査	により検査する。	所定の寸法を有することを測定	検査するとともに、主要部品が	主要部品に欠陥がないことを	査	主要部品の外観検査及び寸法検	検査する。	の寸法であることを測定により	査するとともに、資材等が所定
寸法測定器具									寸法測定器具			

別

/J J				
表 第 一				
『表第二 ( 第十一条の二の三関係			の 部 分	に非常止め装置
宗の二 の				装置
の三関係)				
				查
	する。	法であることを測定により検査	するとともに、製品が所定の寸	製品に欠陥がないことを検査

耐力壁について二時間の耐火性能を有することを	確かめる場合	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを	を確かめる場合	非耐力壁について一時間の耐火性能を有すること	とを確かめる場合	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有するこ	8
百四十七万円	- - 7 F	5 5 - - - -	Ē 7 7 F	<b>百</b> 六万	I I J F	<b>写</b> 一 可	<i>හ</i>

百四十三万円	る 柱について二時間の耐火性能を有することを確か	法第二条第七号の認定に係る
正 - - - ア	める場合	
	柱について一時間の耐火性能を有することを確か	
	あかめる は 合	

		Г
音五八アド	確かめる場合	
55 	はりについて三時間の耐火性能を有することを	
ローナアト	とを確かめる場合	<u> </u>
5 5 7 7	床又ははりについて二時間の耐火性能を有するこ	
目言・ナアト	とを確かめる場合	
5 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	床又ははりについて一時間の耐火性能を有するこ	
] - - - - - - - - -	める場合	
5 	柱について三時間の耐火性能を有することを確か	
百 - - : : : :	める場合	
	柱について二時間の耐火性能を有することを確か	る
三 フ F	める場合	
	柱について一時間の耐火性能を有することを確か	
	確かめる場合	

百四十万円	床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有	――係る評価
Е = - 7 F	を確かめる場合	法第二条第七号の二の認定に
5 - - -	柱について四十五分間の準耐火性能を有すること	
F P	ことを確かめる場合	
<b>写</b> 四十一写	一一耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有する	
1 1 1 7 F	とを確かめる場合	
5 = - - - - - - - - - -	一一耐力壁について三十分間の準耐火性能を有するこ	
Ī 7 F	ることを確かめる場合	
百 5 7	非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有す	
) - ) T F	ことを確かめる場合	
\ 	非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有する	
正 一 デ ア F	ることを確かめる場合	
	屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有す	

- - - - - - - - - - - - - -	を確かめる場合	<b>評</b>
有 三 七 万 円	一一耐力壁について三十分間の防火性能を有すること	法第二条第八号の認定に係る
7 7 7 7	とを確かめる場合	
ኒ ተ ኒ ቫ	非耐力壁について三十分間の防火性能を有するこ	
- - 7	を確かめる場合	
<b>雪二</b> 十六 万 円	階段について三十分間の準耐火性能を有すること	
Ē 7 7 F	とを確かめる場合	
与 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	軒裏について四十五分間の準耐火性能を有するこ	
7 7 7 7	を確かめる場合	
ኒ ተ ኒ ቫ	軒裏について三十分間の準耐火性能を有すること	
三 - - ア F	を確かめる場合	
	屋根について三十分間の準耐火性能を有すること	
	することを確かめる場合	

三十二万円	ぶる評価	法第三十七条第二号の認定に係る評価
八十万円	屎尿と併せて雑排水を処理するもの	係る評価
四十万円	屎尿のみを処理するもの	法第三十一条第二項の認定に
八十二万円		法第三十条の認定に係る評価
- - - - - - - - - - - - -	とを確かめる場合	
5 十 5 9	耐力壁について二十分間の準防火性能を有するこ	価
) - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ことを確かめる場合	法第二十三条の認定に係る評
ኒ ተ ኒ ፵	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有する	
六十八万円	S 評価	法第二十二条第一項の認定に係る評価
九十三万円	に係る評価	法第二条第九号の二口の認定に係る評価
四十二万円	一	法第二条第九号の認定に係る評価
ナ ナ ナ ア	確かめる場合	
1  -  - 	軒裏について三十分間の防火性能を有することを	

) - 7 F	方メートル以内のもの	令第三十六条第二項第三号の
八 十 万 円	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
五十万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
四十万円	る評価	令第三十条第一項の認定に係る評価
四十万円	1曲	令第二十九条の認定に係る評価
四十万円	認定に係る評価	令第二十二条の二第二号口の認定に係る評価
四十万円	1曲	令第二十二条の認定に係る評価
四十万円	口の認定に係る評価	令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価
四十万円	正に係る評価	
六十四万円	評価	令第一条第六号の認定に係る評価
六十四万円	評価	令第一条第五号の認定に係る評価
九十三万円	1曲	法第六十四条の認定に係る評価
六十八万円	1曲	法第六十三条の認定に係る評価

二百万円	床穴面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
F F	方メートル以内のもの	
5 	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
   <u>F</u>   7   F	方メートル以内のもの	係る評価
5 二 十 寸	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平	令第三十六条第四項の認定に
) - 7 F	方メートル以内のもの	
八 十 万 刊	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
五十万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
二百万円	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
 	方メートル以内のもの	
5 上 丁 丁	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	価
<u> </u>	方メートル以内のもの	げる場合を含む。) に係る評
5  -  -  -  -  -	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平	認定(同条第三項第二号に掲

		•
<u>p</u> - 7 F	方メートル以内のもの	
미 는 - - -	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
二十五万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
百万円		
) - 7 F	方メートル以内のもの	
八 十 万 円	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
7 - 7 F	方メートル以内のもの	の認定に係る評価
六 十 万 円	第二号   床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平	令第百八条の三第一項第二号
P	方メートル以内のもの	
四 七 5 7	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
三十万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
百十七万円	る評価	令第七十条の認定に係る評価
百四十万円	表一の八項の認定に係る評価	令第四十六条第四項の表一

九十五万円	係る評価	令第百十四条第五項の認定に係る評価
百二十六万円	項第三号の認定に係る評価	令第百十三条第一項第三号の
四十万円	に係る評価	令第百十二条第十六項の認定に係る評価
四十万円	の認定に係る評価	令第百十二条第十四項第二号の認定に係る評価
四十万円	の認定に係る評価	令第百十二条第十四項第一号の認定に係る評価
九十七万円	係る評価	令第百十二条第一項の認定に係る評価
百二十六万円	定に係る評価	令第百九条の三第二号八の認定に係る評価
百二十六万円	に係る評価	令第百九条の三第一号の認定に係る評価
八十五万円	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
  -           	方メートル以内のもの	
七十万円	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
- - - 7 F	方メートル以内のもの	に係る評価
五 十 五 万 一		令第百八条の三第四項の認定

百四十九万円	上支障のある変形等を生じないものであること等	
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力	
	る場合	多一をひ言気し付え
百四十二万円	平西 ある変形等を生じないものであること等を確かめ「第一耳」	第一号の忍官に系る平西
	第   頁	令第百十五条の二の二第一頁
	かめる場合	
百四十七万円	障のある変形等を生じないものであること等を確	
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支	
	確かめる場合	
百十四万円	支障のある変形等を生じないものであること等を	
	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上	
百二十六万円	一項第四号の認定に係る評価	令第百十五条の二第一
四十万円	項第三号口の認定に係る評価	令第百十五条第一項第

九十万円	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
1 - 7 F	方メートル以内のもの	認定に係る評価
上 十 月	ポの二第一項の │ 床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平 │	令第百二十九条の二第一項の
- - 7 F	方メートル以内のもの	
5 5 9	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
三十五万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
四十万円	令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	令第百二十六条
四十万円	令第百二十六条の二第二項の認定に係る評価	令第百二十六条
九十九万円	9二の二第一項第四号八の認定に係る評価	令第百十五条の二の二第
百十四万円	のある変形等を生じないものであること等を確か	
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障	
	を確かめる場合	

百十七万円	加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生	令第百二十九条の二の五第一
1 1 7 F	いものであることを確かめる場合	
百 七 5 9	加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じな	
百十万円	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
7 7 7	方メートル以内のもの	
ኒ ት ቫ	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
-1 -7 F	方メートル以内のもの	項の認定に係る評価
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平	令第百二十九条の二の二第一
- - 7 F	方メートル以内のもの	
5 <del> </del>  -  -	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
三十五万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
百十万円	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
	方メートル以内のもの	

四十万円	令第百三十六条の二第一号の認定に係る評価	令第百三十六条の
四十万円	十五第一号の認定に係る評価	令第百二十九条の十五第
四十万円	令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	令第百二十九条の
四十万円	令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	令第百二十九条の
五十万円	令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	令第百二十九条の
四十万円	令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	令第百二十九条の
三十万円	令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	令第百二十九条の
五十万円		令第百二十九条の
四十万円	令第百二十九条の二の七第三号の認定に係る評価	令第百二十九条の
四十万円		令第百二十九条の
ー ナ ア F	ものであることを確かめる場合	
5 - - - -	加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じない	
	に係る評価   じないものであることを確かめる場合	項第七号八の認定に係る評価

場合を含む。)、令第三十六条第四	備考)令第三十六条第二項第三号(同条第三項第二号に掲げる場合を含む。)、	(備考)令第三十六条第
百万円		
1 - 7 F	方メートル以内のもの	
<b>に</b> 一 万	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
<u>P</u> - - - 7 F	方メートル以内のもの	に係る評価
9 	♡認定│床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平	第一条の三第一項本文の認定
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	方メートル以内のもの	
三 十 5 5	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平	
二十五万円	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
四十万円	項第二号の認定に係る評価	令第百四十五条第一項第
四十万円	認定に係る評価	令第百四十四条第六号の認定に係る評価
三十万円	- の認定に係る評価	令第百四十四条第四号イの認定に係る評価
五十万円		令第百四十四条第二号の認定に係る評価

項、令第百八条の三第一項第二号、令第百八条の三第四項、令第百二十九条の二第一項、令第

百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受

けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分につ

いて算定するものとする。

別表第三 (第十一条の二の三関係)

- - 7 - 1 = F	方メートル以内のもの
	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平
7 7 7 8	メートル以内のもの
六 万 千 丹	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方
	メートル以内のもの
	床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方
三万一千円	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの
<b>B</b>	(b)

五万円		給水タンク又は貯水タンク
五万円		非常用の照明装置
五万円		
五万円		防火設備
百十万円	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
- - 7	方メートル以内のもの	
五 十 六 万 円	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平	
= - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	方メートル以内のもの	
= 	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平	
- = 7 F	メートル以内のもの	
上 三 可	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方	
- 7 F	メートル以内のもの	号に掲げる建築物の部分
<u>+</u> 5 9	床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方	令第百三十六条の二の九第一

ウォー 分で、 ーゴーラウンド、 乗用エレベーター で観光のためのもの エレ する遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、 エスカレーターで観光 部分で、 避雷設備 冷却塔設備 る部分及びこれを支え、 エスカレー ベー トラス又ははりを支える部分以外のもの ターシュート、 ター 昇降路及び機械室以外の ター の部分で昇降路及び機械室以外の 観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動を コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリ のためのもの 又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置 も の 般交通の用に供するものを除く。 般交通の用に供するものを除く。 も の 車両その他人を乗せ の部分 の 部 の 七万六千円 七万六千円 七万六千円 七万六千円 七万六千円 五万円 五万円

**忌記第一号様式中「勤務先における地位職名」を「市町村又は都道府県の吏員** Ş भे る者については、 巡缆

市町村又は都道府県名」
リア 受付担当者確認欄 を (消印してはならない。) 受付担当者確認欄 収入印紙貼付欄 凸 ᆫ

に改める。

**凤記第二号様式(第四画)中「【ハ・建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該** 

当するときは、 当該住宅に係る型式指定番号】

舥

呃 を

11 建築基準法第

建築基準法施

行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、 当該認定型式の認定番号】 に改め

条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、 当該認証番号】

9

 $\infty$ 

110 -

に改め、 同様式の (注意) 同様式の (注意) 5に 同様式の (注意) 5中 4中「許可・認定等」を「許可・認定等(趕共屬卟認用 として次のように加える。 を とし、 を ح ار を とし、 を 構造方法等の認定を除 とし、 を とし、 を

から 等の場合にあ 及び9欄の「ハ」 Ш 上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。) 9 欄の「ニ」 6欄までの事項について、 つては8欄の概要及び9欄の「ハ」 À **(当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありませ** 当該認証番号を記入すれば、 同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要 (屎尿浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで 第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材 並びに11欄から14欄まで及び第五面の 。 繊

*ک*،

別記第二号様式の (注意) 6の 中 舥 仰 操式」 を「第二号様式」 に改める。

同樣式 別記第四号様式 (注意) 3 の (昇降機用) 中「 電動ダムウェーターの概要について」や「小荷物専用昇降機の概要を、 の (注意) 3の 中 電動ダムウェーター」や「小荷物専用昇降機」 に改め また、

認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は認証番号を」におめる。

別記第四号様式 (昇降機以外の建築設備用)の (注意) 3中 を とし、 を ک ار を とし、 を

同様式の (注意) 3に としての次のように加える。

認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は、 6欄に認証番号

を記入すれば、 概要を記載する必要はありません。

に として次のように加える。

別記第十号様式の (注意) 3中

を

ک ار

を

ک ار

を

とし、

を

とし、

同様式の (注意) 3

認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は、 6欄の「ホ」に

認証番号を記入してください。

別記第十九号様式 (第三面)中「【口・

工事種別】

・を

□. 工事種別)

**.** 祭の 頃の検査

建築基準法第6  $\infty$ 2 0第2

に改め、 同様式の (注意) 4 中 を とし、 を とし、 を とし、 を لح

の特例に係る認証番号】」

Ų を とし、 同様式の (注意) 4に として次のように加える。

2 欄の「八」は、 認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に

その認証番号を記載してください。

番号及び認定年月日」 場が昭和5 である認証型式部材等に係る場合に限る。)」 別記第十九号様式の (注意) 5の 6 年建設省 治二二第 を削り、 同様式の (注意) 0 ω 巾 日「第7条の5」や「第7条の5及び第68条の20第2項(建築物 ·第 2 号の規定 に改め、 5 の に基づく認定を受けている場合 同様式の (注意) 5の 中「防火戸その街の」を削る。 中 並びに鉄骨製作加工工 にありては、 当該認定

工事種別】」を 工事種別)

別記第二十六号様式 (第三面)中「【口:

**(** ) ( ) 建築基準法第6  $\infty$ 条の20第2項の検

を

査の特例に係る認証番号】 ᆫ に改め、 同様式の(注意)4中 を とし、 を とし、 を とし、

とし、 を とし、 を とし、 同様式の (注意) 4 に として次のように加える。

2欄の「八」は、 認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に

その認証番号を記載してください。

定番号及び認定年月日」を通り、 物である認証型式部材等に係る場合に限る。)」 工場が昭和56年建設省告示第1103号第2号の規定に基づく認定を受けている場合にあつては、 別記第二十六号様式の (注意) 5の 同様式の(注意)5の 中「 紦 7条の5」 に改め、 を「 中「防火戸やの街の」を削る。 同様式の(注意)5の 第7条の5及び第 6 中「並びに鉄骨製作加工  $\infty$ 祭の2 0 第2項 当該認 (建築

別記第四十号様式(第三面)中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」 に改める。

別記第四十三号様式及び第四十七号様式中「 都市計画地方審議会」 を「 都道府県 |都市計| 圃 審議会又は市町

**村郡市計画審議か」に改める。** 

別記第五十一号様式中収入印紙貼付欄に (注意) として次のように加える。

( 注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入す

。 い こ め

別記第五十二号様式中「 建築基準法第77条の36」 や「建築基準法第77条の5 ∞ \_ に改める。

別記第五十三号様式中「 建築基準法第77条の38」 を「 建築基準法第77条の60」 に改め、 同樣式中

収入印紙貼付欄に(注意)として次のように加える。

(注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、 当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入す

。 うこ る で

別記第五十四号様式中収入印紙貼付欄に(注意)として次のように加える。

(注意) 市町村又は都道府県の吏員である者については、当該市町村又は都道府県名をこの欄に記入す

。 い こ め

別記第五十五号様式及び第五十六号様式中「 建築基準法第 7条の ω 9 を 建築基3 漢法 舥 ,祭の6

」に改める。

別記第五十七号様式から第五十九号様式まで中「 ) 海郷脚溝浜部 7 7 祭の3 9 を「 建築基準法第77条の

0 に 建築基準法第77 条の3 を「 建築基準法第 77条の 5 <u>9</u> に改める。

別記第七十号樣式中 建築基準 法施行令第 ω 祭の ~ 紦 咖 Ż が発 2 巾 関に ゴ Øγ 住出 に該当 9 애

建築基準

準法施行令

紦

ω

祭の

2

紦

巾

M は は

舵

2号

<u>(1</u>

越

ユ

Ø

は、当該住宅に係る型式指定番号] 」や

建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等

建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号]・;

に改め、同様式の(注意)3の 中「回湫」を

に該当するときは、当該認証番号]

を చ <u>ر</u> 第六条」 た 个 () に に記録 電動ダムウ エー してください。 令 \_ その他の必要の事 や「 小荷物専用昇降機 垣 한 第四号 に 樣式 (昇降機用) としたと きに記録して の(注) 靊 へ

だ ω 170  $\overline{\Gamma}$ 

沚 じて記録してください に 記録方法」 や「記録方法に、 建築設備の概要は、 第四号樣式(昇降機以外

の建築設備用)の(注意) に改め、 同様式の (注意) 3の 中 この場合、 昇降機の概要の欄及び

9 す記号及び具体的な用途は 昇降機以外の工作物の概要の欄の番号並びに昇降機の概要の欄の種別を示す記号、 ときは「01602」を、 に準じて記録し、 改築のときは「01603」を、 に準じて記録し、 工事種別を示す記号は、工事種別が新築のときは「01601」 昇降機以外の工作物の概要の欄の区分を示す記号は第十号様 その他のときは「01699」を記録し、 具体的な種別、 具体的な工事種 Ņ 用途を示 盐 綵

別は、 工事種別を示す記号を「01699」 としたときに記録して下さい。 を この場合、 昇降機の概要の欄

を示す記号及び具体的な用途並びにその他必要な事項は 欄の区分を示す記号は第十号様式の(注意)3. 及び昇降機以外の工作物の概要の欄の番号並びに昇降機の概要の欄の種別を示す記号、具体的な種別、用途 に準じて記録し、 に準じて記録してください。 工事種別を示す記号は、 工事種別が新

築のときは「01601」 ĺγ 増築のときは「01602」を、 改築のときは「01603」を、 その他のときは「016

を記録し、 具体的な工事種別は、 工事種別を示す記号を「01699」としたときに記録して下さい。 割居

昇降機以外の工作物の概要の

0

に改め、 同様式の (注意) 4の 中「 及び から 及び から (년 개 に改める。

別記第七十一号様式の (注意) 10 中 第十三号様式」 を「 第七十号樣式」 に改める。

別記第七十二号様式の (注意) 7 中 及び を「、 及び \_ に改める。

別記第七十五号様式の (注意) 8中「及び から から まで及び に改める。

別記第八十号様式 建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号]

工事種別 を示す記号]

建築基準法施行令第1 ω 偨 92 包配 に掲げ る建築物の区分を示す記号] , ,

工事種別 を示す記号]

建築基

卌 挆

舥 6

 $\infty$ 

祭の

2

0

第2

頃の検査の特例に係る認証番号]

=

に改め、 同様式の (注

意) 9 中 及び をっ 攻及が 」に改める。

を

建築基準法施行令第13 条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号]

別記第八十二号様式中

[工事種別を示す記号]

建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分を示す記号] , ,

や "[工事種別を示す記号]";;

に改め、同様式の

建築基準法 紦 6  $\infty$ 偨 92 0 舥 2項の検査の特例に係る認証番号] =

(注意) 10 中「、 及び 」を「、 、 及び 」に改める。

別記第八十五号様式中「 ű 具体的な構造の名称] \_= を削り、 同様式の(注意)7中「弁州・ 都市整備

公団」を「熱計棋<br/>
は<br/>
ったでする。

附 則

施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

第二条 建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)による改正前の法第三十八条の規定に基

づき建設大臣の認定を受けた建築物に用いる建築材料又は構造方法で構造方法等の認定を受けるもののう

ち、 建設大臣 の認めたものについては、第十一条の二の三第一項第一号の規定にかかわらず、手数料は徴

収しない。

(都市計画法施行規則の一部改正)

第三条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第七章の七」を「第七章の八」に改める。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則の一部改正)

第四条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則 (昭和四十六年建設省令第十八号)の

部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

耐火構造の住宅 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二イに掲げる基準に

適合する住宅をいう。

幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十四条第一項第三号中「第二条第五号に規定する主要構造部が同条第七号に規定する耐火構造であつ

て」を「第二条第九号の二イに掲げる基準に適合し、かつ」に改める。

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)の一部を次の

ように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

耐火構造の住宅 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二イに掲げる基準に

適合する住宅をいう。

高齢者、 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則の一 部改正)

第七条 高齢者、 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則 (平成六

年建設省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

大臣が認める昇降機又は」を削り、 を「第百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき建設大臣が定めた構造方法を用いる」に 第三条の表配置図の項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十八条の規定に基づき建設 「第百二十九条の三第一項第一号の建設大臣が定める基準に適合する

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)

改める。

第八条 建築物 の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

図書」 る場合においては凸欄の当該各項に掲げる図書」 れぞれの項に掲げる図書」の下に「及び同条第四項の表の♡欄♡項又は♡項に該当する建築設備が含まれ の三第一項の表一」 第二条第三項中「同法施行規則」を「建築基準法施行規則」に、 を加え、 同法施行令」を「建築基準法施行令」に、 に改め、 「は頃に掲げる図書」の下に「並びに同条第一項の表二の□項○欄に掲げる を加え、 同条第七項中「当該建築物の構造計算が、 「書類及び」を「書類並びに」に改め、 「第一条の三第一項の表」を「第一条 建 築 ィそ

基準法施行令第八十一条の二の規定に基づき、建設大臣が当該建築物について構造耐力上安全であること

を確かめることができると認める構造計算によるものであることを証する書面」 を「建築基準法施行令第

三十六条第四項の認定に係る認定書の写し」 に改め、 同条第八項中「第一条の三第一項の表のは 項 を

第一条の三第一項の表一のは項及び同条第一項の表二の□項召欄」に改める。

第五条第一項第二号イ中「生ずる長期の応力」を「長期に生ずる力」に、 同号ロ中「表に掲げる長期の

組合せによる各応力の合計」 を「表の長期に生ずる力の項に掲げる式」 に 「同表に掲げる長期の組合せ

による各応力の合計」を「同項に掲げる式」に改める。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の

部を次のように改正する。

第四十五条第一号八中「第二条第五号に規定する主要構造部が同条第七号に規定する耐火構造であって

を「第二条第九号の二イに掲げる基準に適合し、かつ」 に改める。

( 都市基盤整備公団法施行規則の一部改正)

第十条 都市基盤整備公団法施行規則(平成十一年建設省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「主要構造部 (建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。以下この項において

同じ。) を耐火構造 (同条第七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。) とした」を「建築

基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する」に改め、同項第一号中「主要構造部」の下に「(建

築基準法第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。)」を加え、「以下この項において同

」及び「又は準耐火構造及び耐火構造」を削り、同項第二号中「耐火構造」の下に「(建築基準法第

二条第七号に規定するものをいう。)」を加える。